

令和 7 年度鹿部町簡易水道事業水質検査計画

1. 基本方針

鹿部町簡易水道事業は、皆様に供給する水が末端給水栓において水道水質基準に適合し安全であるかを確認するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、それに基づいて計画的に水質検査を実施いたします。

2. 水道事業の概要

(1) 水道事業体名	鹿部町簡易水道事業
(2) 給水人口	3, 5 3 0 人 (令和 5 年度末)
(3) 普及率	9 9. 8 % (令和 5 年度末)
(4) 年間総配水量	6 3 7, 7 6 3 m ³ (令和 5 年度末)
(5) 水源種別	表流水 (河川水)
(6) 浄水場の名称	鹿部町浄水場
(7) 浄水処理方法	緩速ろ過と滅菌

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

水源は、鹿部川の表流水で、現在までの水質は良好であり、周囲にも汚染源になりうる工場、鉱山などは無く安全な状態です。浄水については、水質基準値をすべて満たしており、安全でおいしい水であるといえます。

4. 採水地点

浄水

町内にある公共施設の給水栓から毎月一箇所を選び採水する。

原水

水源地 (鹿部川上流)

5. 水質検査項目と検査頻度

① 1 日 1 回以上行う、色・濁り・残留塩素に関する検査

鹿部町では、濁度及び残留塩素については自動測定されており、色度は目視により確認しています。

② 水質基準に関する検査

浄水水質検査は毎月実施しますが、検査頻度を別表「令和 7 年度水質検査実施計画」のとおり実施します。

原水水質検査は年 1 回実施し、別表の 21 番～31 番の消毒副生成物 11 項目を除いた 40 項目及び、クリプトスポリジウム指標菌検査を年 12 回及びクリプトスポリジウム（原虫検査）を年 12 回実施します。

6. 臨時の水質検査について

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ その他、特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査の方法

- ① 1 日 1 回以上行う、色・濁り・残留塩素に関する検査については、建設水道課水道係の職員が実施します。（色・濁りについては機械による自動測定も実施する）
- ② 定期及び臨時の水質検査については、水道法第 20 条の厚生労働大臣登録検査機関において検査いたします。
令和 6 年度は、エア・ウォーター・ラボアンドフーズ株式会社に委託しております。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は町民に公表し、内容についてご意見を参考にさせていただきながら、毎年わかりやすい計画書を作成してまいります。

公表の方法は、インターネットのホームページ上に掲載します。また、定期、臨時の水質検査の結果についても公表します。